

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準の設定等について」に対する意見の募集結果について

平成 1 1 年 1 2 月
中央環境審議会廃棄物部会事務局
(環境庁水質保全局海洋環境・廃棄物対策室)

中央環境審議会水質部会(部会長:平岡正勝 京都大学名誉教授)においては、本年12月10日、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準の設定等について」について答申案を取りまとめました。

同部会事務局では、11月2日の部会審議に基づく答申案を公表し、11月4日から12月3日までの1ヶ月間、ファックス、郵便又は電子メールにより、広く国民の意見の募集(パブリックコメント手続)を行いました。

このたび、寄せられた意見(12件)及びそれに対する同部会の考え方を別添のとおり取りまとめたので、公表いたします。

なお、寄せられた意見については、取りまとめの便宜上、案件ごとに適宜集約させていただきました。

今回、御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも、環境保全行政の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

中央環境審議会廃棄物部会報告案に対する 意見の募集結果について

意見の提出者数	
・封書によるもの	0通
・ファクシミリによるもの	3通
・電子メールによるもの	0通
 意見ののべ総数	 12件

1 ダイオキシン類を含む廃棄物の処分についての基本的考え方に関する意見

意見の概要	意見に対する考え方
<p>(1)発生源におけるダイオキシン発生防止の対策が重要。 大気や水等の基準の設定・強化によりダイオキシンが廃棄物に移行し、廃棄物に危険が集中する恐れがある。 したがって、ダイオキシンの発生原因となる物質を削減し、ダイオキシンの発生防止を対策の基本とすることが不可欠。</p>	<p>廃棄物焼却施設の燃焼管理の徹底等によるダイオキシン類の発生抑制が進められています。さらにダイオキシン類対策特別措置法により廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等に含まれるダイオキシン類の量に基準が設けられることとなり、ダイオキシン類を一定以上含むものを処分する場合には、あらかじめダイオキシン類を分解する等の処理が行われることとなりました。</p> <p>また、本答申案は、廃棄物の焼却炉以外の施設の排ガス処理で発生するばいじんや排水処理で発生した汚泥等について ダイオキシン類を高濃度に含む場合は、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等と同様の取り扱いを検討すること ダイオキシン類を高濃度に含む廃棄物の把握に努めること</p>
<p>(2)ダイオキシンの排水基準の設定などにより、水処理施設からの汚泥中のダイオキシン量が増し、処分場に持ち込まれる廃棄物の潜在的危険性は増すものと思われる。 維持管理基準だけでは、ダイオキシンに汚染された廃棄物を安全かつ確実に処分することには限界があるため、埋立処分に依存せず、再生利用を推進すべきではないか。</p>	<p>を提言しています。廃棄物焼却炉から排出される廃棄物以外から排出される廃棄物中に含まれるダイオキシン類の量についても知見の集積を急ぎ、ダイオキシン類を高濃度に含む可能性が高い廃棄物については、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等と同様にダイオキシン類の低減処理の義務づけを順次行っていくことが必要と考えます。</p> <p>さらに、ダイオキシン類の発生抑制を進めていく上で、廃棄物・リサイクル対策の総合的な展開が必要です。答申案は、この旨を指摘しています。</p>

2 廃棄物の埋立処分に係る環境保全に関する意見

(1) 最終処分場からの放流水の排水基準について

意見の概要	意見に対する考え方
<p>(1)最終処分場の浸出液処理設備の排水基準案は、生物濃縮を考慮せず飲用水からの摂取だけを考慮した水質の環境基準案に基づくものであり、桁違いに厳しくすべきである。そうすれば、現状の浸出水の処理技術は不十分であり、ダイオキシンの分解・除去する技術を推進すべきである。</p>	<p>最終処分場から放流される排水の基準については、水質環境基準の維持・達成を図る観点から、排出実態調査、排出の削減に係る技術的評価等を踏まえて提案したものです。</p>
<p>(2)排水基準の基になっている水質環境基準(案)は生物濃縮を考慮されておらず、予防原則に基づけば達成すべき水質基準は「検出されないこと」とすべきである。そして処分場に関しては、水源地に所在することが多くあることから、排水に関しては殊更に厳しい考え方をする必要がある。</p>	
<p>(3)環境基準や排出・維持管理基準の設定の検討の前提条件として TDI は 1pg/kg/日を前提に設定すべきである。</p>	<p>浸出液処理設備から放流される排水の基準については、水質環境基準の維持・達成を図る観点から提案したものです。 なお、水質環境基準と TDI の関係については水質部会の考え方をご参照ください。</p>
<p>(4)各基準の設定に当たっては、高摂取者でも TDI4pg/kg/日を超えないように設定すべきである。</p>	

(2) 焼却灰等の処理について

意見の概要	意見に対する考え方
<p>(1)焼却灰、ばいじんを廃プラスチックと混合、熔融した後、栗石状に冷却固化してダイオキシン、重金属、塩類等の有害物質を封じ込めることにより安定化及び有効利用を併せ行う処理方法を提案する。</p>	<p>廃棄物の安定化、有効利用のための技術を開発・普及していくことは重要な課題であり、そのための調査研究等を進めることが必要と考えます。</p>
<p>(2)生活環境審議会廃棄物処理部会の答申案に示されているばいじん等の処分基準案は、生物濃縮を考慮しないで算出された水質の環境基準案をもとに導かれたものであり、桁違いに厳しくすべきではないか。</p>	<p>今回の答申案は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準等についてとりまとめたものです。 埋め立てられる廃棄物に含有されるダイオキシン類の含有量を低減させるとともに、最終処分場の維持管理を徹底することが周辺環境を保全するうえで重要なことと考えます。</p>

(3) その他

意見の概要	意見に対する考え方
<p>(1)最終処分場の維持管理基準の要素として、労働者の安全にはほとんど言及されていないが、ばいじん等の飛散の現実を厳しくとらえて検討した上で、労働者の安全確保を重要な要素として加えるべきである。</p>	<p>答申案の中では労働者の安全に直接言及はしていませんが、最終処分場の維持管理基準については、周辺環境の保全のみならず作業時への影響等についても念頭に置きつつ検討が行われました。 飛散防止対策の検討に当たっては、最終処分場の作業従事者から聴取した事項等についても資料として提出され、それらを踏まえた対策内容となっています。</p>
<p>(2)すでに埋め終えた処分場について、位置と状態、内容物やその性質等の把握を行い、監視を続け、そこからの汚染を防止する仕組みをつくる必要がある。</p>	<p>最終処分場については、埋め立てが終了した後も水質検査等を継続し、都道府県知事の確認を受けて廃止するまでは最終処分場としての維持管理を行うことが義務づけられています。 最終処分場の廃止の確認及び跡地の利用をよりの確に行えるようにするために、埋立地内部におけるダイオキシン類の長期的挙動について調査していくことが必要と考えます。 なお、廃棄物処理法に基づき、最終処分場の設置者は、埋め立て終わった場合には都道府県に必要事項を届け出ることとされており、これを受けて都道府県知事は台帳を作成し、保管することとされているので、これらを活用していくことも重要です。</p>

3 その他の意見

意見の概要	意見に対する考え方
<p>(1)不法投棄された廃棄物からのダイオキシン類の水環境への移行・排出についても監視し、水環境の汚染を防止すべきである。</p>	<p>不法投棄された廃棄物による環境汚染を防止するためには、不法投棄の未然防止がまず必要です。今回の答申案は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準等についてとりまとめたものです。</p>
<p>(2) ダイオキシン類の摂取量を直接削減するため、魚類をはじめとする食品基準の設定を行うべきではないか。</p>	<p>今回の答申案は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理基準等についてとりまとめたものです。</p>